

報第3号

令和4年度高山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）の専決処分について

令和4年度高山市の後期高齢者医療事業特別会計の補正予算（第1号）を別紙とすることにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、令和5年3月31日専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年5月11日提出

高山市長 田 中 明

令和4年度高山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

令和4年度高山市の後期高齢者医療事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,030千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,440,030千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年3月31日専決

高山市長 田 中 明

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 後期高齢者医療保険料		1,020,527	6,030	1,026,557
	1. 後期高齢者医療保険料	1,020,527	6,030	1,026,557
歳入合計		1,434,000	6,030	1,440,030

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 後期高齢者医療広域連合納付金		1,356,617	6,030	1,362,647
	1. 後期高齢者医療広域連合納付金	1,356,617	6,030	1,362,647
歳出合計		1,434,000	6,030	1,440,030

令和4年度高山市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

(款) 1. 後期高齢者医療保険料

(項) 1. 後期高齢者医療保険料

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 後期高齢者医療保険料	1,020,527	6,030	1,026,557	2. 現年度分普通徴収保険料	6,030	6,030(300,760) 調定見込額 6,154千円(306,898千円) 徴収率 98%
計	1,020,527	6,030	1,026,557			

歳出

(款) 2. 後期高齢者医療広域連合納付金

(項) 1. 後期高齢者医療広域連合納付金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 後期高齢者医療広域連合納付金	1,356,617	6,030	1,362,647	18. 負担金、補助及び交付金	6,030	保険料等負担金 6,030(1,356,617)
計	1,356,617	6,030	1,362,647			